

## ≫手当や医療費の支援≪

### ○児童手当 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

0歳から中学校修了前の子どもの養育者に対し、支給するものです。

父母等で所得が高い方が公務員の場合は、所属庁へ申請してください。

また、毎年6月に実施している現況届の提出について、令和4年度より一部の方を除き、提出が不要になりました。提出が必要な方にのみ現況届を送付します。

【支給対象者】0歳から15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を養育している方

【支給額】0歳～3歳未満 月額15,000円  
3歳～小学校終了前 第1子・第2子 月額10,000円  
// 第3子以降 月額15,000円  
中学生（一律） 月額10,000円  
※出生・転入された方はその翌月分から支給対象となります。

【支給月】10月（6月～9月分）  
2月（10月～1月分）  
6月（2月～5月分）

《必要なもの》 養育者の健康保険証・養育者名義の振込先がわかるものなど

※養育者と児童が別居している場合は、別居している児童（及び配偶者）の個人番号（マイナンバー）カードが必要になります。

→カードを所持していない場合、個人番号がわかるもの（個人番号通知カードなど）と、本人確認書類（運転免許証など）が必要になります。

※所得制限限度額（622万円を基準）があります。所得制限限度額を超えた場合、児童1人当たり月額5,000円となります。（特例給付）

また、令和4年6月分から、所得上限限度額が設けられました。所得上限限度額を超えた場合、児童手当や特例給付が支給されなくなります。

### ○こども医療費 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

こどもが医療機関等がかかった医療費（保険診療分の自己負担額）を助成します。

【助成方法】 現物給付（窓口払い不要）…窓口で医療費を支払わない方法  
償還払い…窓口で医療費をお支払いいただき、後日町から還付を受ける方法

※埼玉県内で現物給付を実施している医療機関等で受診する場合は、窓口でのお支払いが一部不要となります。必ず受診するたびに、医療機関等の窓口で受給資格証をご提示ください。また、同一の医療機関等で、入院・通院別に、月額21,000円以上かかった場合は、月の初めに遡って一度お支払いください。

※償還払いは申請の受付を毎月10日で締め切り、月末に登録口座へ振り込みさせていただきます。なお、振込通知は発送していませんので、通帳等でご確認ください。

【支給対象年齢】

入院・通院ともに、18歳到達年度末まで

《必要なもの》 こどもの健康保険証・保護者名義の振込先がわかるものなど

## ○**中学3年生を対象とするインフルエンザ予防接種費用の一部助成**

『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

中学3年生の子どものインフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。詳細につきましては9月以降に中学校等や広報よしみなどを通してお知らせします。

## ○**未熟児養育医療** 『子育て支援課 ー2階10番窓口ー』

未熟児（出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた乳児）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象年齢】 満1歳になる前日まで

※所得に応じて自己負担額が生じますが、こども医療費で助成します。

## ○**自立支援医療（育成医療）** 『長寿福祉課 ー1階4番窓口ー』

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し医療費助成を行っています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

## ○**結核児童の療育給付**

結核のため長期入院を必要とする児童が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

\*世帯の所得税額に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280

住所 東松山市若松町2-6-45

## ○**小児慢性特定疾病医療費助成制度**

以下の疾病で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象疾病】悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

\*受診者が加入する医療保険の被保険者の所得等に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

※18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満まで延長することができる場合があります。

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280